

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)

◎申請・問い合わせ 福祉課 社会福祉係 ☎37-0110

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな影響が生じていることを踏まえ、こうした世帯を支援するため、給付金を支給します。

◎対象者

①令和3年4月分の児童扶養手当受給者(申請不要)

※令和3年4月に支給済

②公的年金等の受給により児童扶養手当を受給できない人

※児童扶養手当の支給制限限度額を下回る方に限ります。

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同等となった人

また、本給付金は、所得制限超過や公的年金受給中であること等によって手当を受けていないひとり親も対象となる場合があります。

詳しくは福祉課へお問い合わせください。



◎受付場所

福祉課 社会福祉係

◎申請期限

令和4年2月28日(月)

◎申請について

対象者②③は申請が必要です。

◎給付額

児童1人当たり一律5万円

神埼桑菱茶 6月1日から販売開始します！～飲んで健康「桑菱茶」健康維持に向けて！～

◎問い合わせ 商工観光課 商工観光係 ☎37-0107

桑の葉

特有成分が豊富に含まれていることが、さまざまな研究機関において発表されています。

菱の外皮

ポリフェノールが多く含まれていることが、市と西九州大学の共同研究で分かりました。市と大学の共同による特許登録も取得しています。

神埼桑菱茶の購入助成を行います！

市の特産品である和菱を活用し、神崎市ブランド創造事業で開発した新たな神埼ブランド「神埼桑菱茶」を、多くの市民の皆さんに知っていただくため、また、桑菱茶の飲用により、市民の皆さんの健康増進、健康寿命の延伸に寄与することを目的として、購入費助成を行います。

助成を受けられた人を対象に、後日、アンケート調査を実施します。ご協力をお願いします。

○購入助成額 神埼桑菱茶1箱につき810円

○購入助成期限 令和4年3月31日購入分まで

※桑菱茶の在庫がなくなり次第、終了します。

○申込方法 購入時、店舗で申込書を提出

※申込書は、全戸配布、商工観光課にあります。

飲用いただく市民の皆さんの健康増進、健康寿命の延伸につながることを願っています。

健康補助食品「神埼桑菱茶」



桑菱茶の機能性に関する特許出願中！



1箱 1,620円(税込)

「神埼桑菱茶」取扱店一覧

店舗名	電話番号
ショッパーズかんざきサピエ	☎53-0444
今泉園茶舗	☎52-2944
中園茶舗	☎52-3538
神埼宿場茶屋	☎53-3040
かんざき遊学館	☎53-8587
神埼M&Mコーポレーション	☎65-1811
ショッピングセンター アニー	☎44-5911
田中茶舗	☎44-2185
高取山公園 わんぱく館	☎51-9020
大串製菓	☎52-2888
納富茶舗	☎52-2091

教育長・教育委員の紹介

◎問い合わせ 学校教育総務課 教育総務係 ☎37-3591

任期満了に伴い、5月10日付けで、教育長および教育委員が就任されました(敬称略)。

任期は教育長が3年間、教育委員が4年間で、市の教育推進のため、ご尽力いただきます。

◎就任

教育長 末次利明



教育委員 菱岡智美



◎退任

教育委員 渡邊薫

神埼地区 手話奉仕員養成講座の受講生募集

◎申込問い合わせ 高齢障がい課 障がい者福祉係
☎37-0111

聴覚に障がいのある人や関連する福祉制度の理解を深め、日常生活を行う上で必要な単語および手話表現技術を習得するための「手話奉仕員養成講座」を吉野ヶ里町と合同で開催します。

ぜひ、この機会に聴覚障がい者の言語である「手話」を学んでみませんか。

○日程 全47回

7月1日(木)～12月21日(火)の毎週火・木曜日
10時～12時
※祝日を除く

○開催場所

吉野ヶ里町東脊振公民館
(農業環境改善センター)
※一部の日程について、変更となる場合があります。

○対象者

神埼市または吉野ヶ里町に居住、もしくは勤務している高校生以上で、ほぼ全ての講座に出席ができる人

※高校生は保護者の同意が必要です。

○受講料 無料

※別途テキスト代3,300円が必要です。

○定員 20人

※定員になり次第締切

○申込期限 6月23日(水)

菱の里ふれあい農園 野菜花を作ってみませんか!

◎申込問い合わせ 農政水産課 分室 ☎44-2198

市内に住む畑をお持ちでない人で、野菜・花づくりなどを楽しみたいという農園利用者を募集しています。

○場所 直島クリーク公園内「菱の里ふれあい農園」

○区画面積 1区画10坪程度

○募集区画 4区画

○利用料金 (1区画あたり) 年額6,000円

※年度途中の場合は月割計算(1カ月あたり500円)
※先着順とします。

脊振地区・神埼地区「住民総合健診」が始まります

◎託児予約問い合わせ 健康増進課 健康増進係 ☎51-1234

住民総合健診を実施します。脊振地区は6月、神埼地区は7月、千代田地区は8月、9月に実施します。1年に1回は健診を受けましょう。

健診対象者や料金は、4月に全戸配布した令和3年度版「神埼市健康診査・がん検診のご案内」や市ホームページをご覧ください。

40歳限定！がん検診無料!
昭和56年4月1日～昭和57年3月31日生まれの方は、今年度は各種がん検診が無料で受けられます。

7月8日は、女性限定!
この日は女性限定の受診日で、スタッフを可能な限り女性にします(一部、男性が受付業務に従事する場合があります)

健診日	健診会場	健康診査	肝炎ウイルス	肺・結核	胃	前立腺	大腸	子宮
		若年400円 特定1,000円 後期無料	無料	40歳以上	40歳以上	50歳以上男性	40歳以上	20歳以上女性
6月29日(火)	脊振交流センター	○	○	○	○	○	○	
6月30日(水)		○	○	○	○	○	○	
7月1日(木)		○	○	○	○	○	○	
7月2日(金)	中央交流センター	○	○	○	○	○	○	
7月3日(土)		○	○	○	○	○	○	
7月4日(日)		○	○	○	○	○	○	
7月5日(月)		○	○	○	○	○	○	
7月6日(火)		○	○	○	○	○	○	
7月7日(水)		○	○	○	○	○	○	
7月8日(木)		○女性	○女性	○女性	○女性		○女性	○女性

○受付時間 8:30～10:30

有料広告

相続手続 土地や建物が亡くなった人の名義になっている

その他 建設業許可・産業廃棄物・内容証明・車庫証明等

遺言書 死んだら、家や土地の名義はどうなるのだろうか?

相談は、無料です。

ゆずりは しげ み

行政書士 杠 繁美

(日本行政書士会登録番号 05410974)

TEL 0952-53-1747
携帯 090-8836-5630

神埼市神埼町志波屋 3627

ホームページ (ゆずりは 神埼 検索) 行政書士には守秘義務があります。お気軽にご連絡ください

託児希望者は予約が必要で、電話または健康増進課窓口で予約してください。

託児できる人数に限りがありますので、早めにお申し込みください。

健診を受けたいけれど、子どもの預け先がないという人は健診の間、託児を利用することができます。

託児希望者は予約が必要で、受診希望日の1週間前までに電話または健康増進課窓口で予約してください。

40歳以上神崎市国民健康保険加入者対象 特定健康診査 後期高齢者医療保険加入者対象 後期高齢者健診 を受けましょう

◎問い合わせ 市民課 国保医療係・後期高齢年金係 ☎37-0115

特定健診

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、さまざまな生活習慣病リスクを見つけるための健診です。生活習慣病の発症や重症化の予防、健康寿命延伸のために、健診を受けましょう。

- 対象者 40歳以上の神崎市国民健康保険加入者
- 健診内容 問診・身体計測・血圧測定・血液検査・尿検査・内科診察・心電図など
- 料金 1,000円
- 受診に必要な物

神崎市国民健康被保険者証、特定健診受診券（クリーム色）、特定健診受診票（6月上旬発送）

- 受診期間 令和4年3月31日（木）まで
- ※同一年度内の受診は、特定健診（集団健診・個別健診・毎日健診）、ヘルスサポート、日帰り人間ドックのいずれかを選択してください。
- ※健診結果に基づき、市の保健師が生活習慣改善の必要性に合わせ、保健指導を行う場合があります。

後期高齢者健診

生活習慣病の早期発見のほか、加齢によって身体と心の活力が低下した状態（フレイル）にあるかどうかの確認を行います。健康寿命延伸のために、健診を受けましょう。

- 対象者 後期高齢者医療保険加入者
- 健診内容 問診・身体計測・血圧測定・血液検査・尿検査・内科診察など
- 料金 無料
- 受診に必要な物

後期高齢者医療被保険者証、後期高齢者健診受診券（うぐいす色）、後期高齢者健診受診票（6月上旬発送）

- 受診期間 令和4年2月28日（月）まで

両健診共通

- 受診方法
 - ・集団健診 住民総合健診の会場で受ける方法です（詳細は10ページをご覧ください）。
 - ・毎日健診（要予約） 佐賀県健康づくり財団（予約☎37-3314）で受ける方法です。
 - ・個別健診（要予約） 佐賀県内の実施医療機関で受ける方法です。医療機関へ直接予約してください。

健診受診者を対象に「幸せつなごうキャンペーン」を実施します。今年度から後期高齢者健診も対象です。また、新たに「K.A.T.A.L♡ポイント事業」を実施します（詳細は以下をご覧ください）。

今年度スタート！神崎市国保特定健診・後期高齢者健診対象の皆さんへ 「K.A.T.A.L♡（かたろー）ポイント」事業が始まります！

かんざきで たのしく ロングライフ

◎問い合わせ 市民課 国保医療係・後期高齢年金係 ☎37-0115

～神崎で楽しくロングライフ！健康寿命を伸ばしましょう!!～

市主催の健診やがん検診の受診、健康教室や各種講座への参加、ご自身の健康づくりへのチャレンジでK.A.T.A.L♡ポイントが獲得できます。ポイントを貯めて、「健康」と「賞品」を獲得しましょう！

ステップ① 参加申込みをする

- ・申込書に記入し、市民課国保医療係・後期高齢年金係に提出し、チャレンジカードをもらう。
- ※国民健康保険加入者の申込書は、受診票に同封してお送りしています。
- 後期高齢者医療保険加入者の申込書は、窓口や健診会場に準備しています。
- ※申込時は被保険者証をご持参ください。
- ※住民総合健診会場でも申込みできます。

健診結果説明会にかたってポイントをもらおう！



健康教室にかたってポイントをもらおう！

ステップ② ポイントを貯める

- ・特定健診、後期高齢者健診、がん検診を受ける。
- ・チャレンジ目標を掲げ日々取り組む（継続して3カ月）。
- ・市で開催される健康教室や講座などにかたる（参加する）。



ステップ③ チャレンジカードと記録表を提出する

- ・カードと記録表を市民課国保医療係・後期高齢年金係に提出する。
- ・100ポイント達成後、お早めにご提出ください。
- ・チャレンジカードの有効期限は令和4年3月31日までです。

K.A.T.A.L♡ポイント 100ポイント達成すると、以下のいずれかをプレゼント！

- ・神崎市観光協会お買物券1,000円分 ※かんざき遊学館または高取山公園わんぱく館で使えます！（国保・後期各先着100人）または
- ・次年度特定健診（集団のみ）無料券（1,000円相当） ※国民健康保険特定健診対象者のみ（先着100人）

国民年金の手続きもれはありませんか

◎問い合わせ 市民課 後期高齢年金係 ☎37-0115
佐賀年金事務所 国民年金課 ☎31-4191

厚生年金・共済年金に加入していた人が60歳未満で退職した場合は、国民年金に加入する必要がありますので加入の届出をお願いします。また、退職された人(原則65歳未満)に扶養されていた60歳未満の配偶者についても同様です。

令和3年度の1カ月あたりの保険料は16,610円です。

国民年金の制度には、将来受給できる老齢基礎年金のほか、万が一のときの障害基礎年金・遺族基礎年金などがあり、国民年金の加入もれや保険料が未納となってしまうと、年金受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなったりすることがあります。

納付が困難な場合は免除制度をご利用ください

離職後、納付が困難な場合は申請(失業による特例申請)をすることにより全額免除または減額を受けられる可能性があります。なお、連帯納付

義務者である配偶者または世帯主に一定以上の所得がある場合は、該当しない場合もあります。

※手続きには離職票等の書類が必要となる場合があります。

○申請窓口
・市民課 後期高齢年金係
・各支所 総合窓口課
・佐賀年金事務所

年金受給者の皆さんへ

毎年6月は、日本年金機構から年金振込通知書が送付されます。6月から翌年4月までの年金支払額をお知らせするものです。

振込通知書に記載されている8月以降の保険料(税)の額は、予定額として6月の額が記載されています。決定額については、それぞれ送付される保険料(税)決定通知書等で確認をお願いします。

新型コロナウイルス感染症対策および税法改正に伴う市税等の対応に関するお知らせ

◎問い合わせ 税務課 ☎37-0114

新型コロナウイルス感染症対策における税制上の措置および地方税法が4月1日付けで施行されました。

これに伴い、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市民の皆さんを対象にした市税等に関する情報をお知らせします。

住宅ローン控除の適用要件の見直し

住宅ローン減税の13年間の控除期間の特例措置について、令和4年末までの入居へ延長となり、一定の期日までに住宅取得契約を行っている等の要件を満たしていれば、特例措置の対象とする。

・特例措置内容

住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除

・改正後の入居期限
令和4年12月31日

※既存住宅を取得した際の住

宅ローン減税の入居期限要件も別途措置があります。
※令和3年4月1日施行

軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

税率を1%軽減する特例措置の適用期限を9カ月延長。
・延長後の取得期限
令和3年12月31日

国民健康保険税の減免

主たる生計維持者の収入が減少した被保険者の国民健康保険税を減免。
・対象世帯
次の①から③のすべてに該当する世帯

- ① 事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該収入額の10分の3以上
- ② 前年の総所得金額が1,000万円以下
- ③ 減少が見込まれる収入に係る所得以外の前年所得合計額が400万円以下

※国等から支給される各種給付金については、事業収入等に含まない。

・減免額
前年の合計所得額に依り、10分の2〜全額

・適用期間

4月1日から令和4年3月31日までに納期限が到来する国保税

各制度には手続きが必要です(軽自動車税環境性能割を除く)。詳しくは、税務課へお問い合わせください。

司法書士 福田良嗣事務所

相続・売買・贈与などの不動産登記 商業・法人登記
その他、何でもお気軽にご相談ください。

司法書士 福田良嗣

ローソン本堀店北隣に移転しました

神埼市神埼町本堀 3258 番地 1 シャトーエス T-2

☎ 0952-53-5105

FAX 0952-53-2713

有料広告

日本脳炎定期予防接種

◎問い合わせ 健康増進課 母子保健係 ☎51-1234

日本脳炎定期予防接種の標準的な接種は、3歳から4歳の間に2回、4歳から5歳の間に1回、9歳から10歳の間に1回の計4回接種です。

また、予防接種の積極的勧奨を差し控えていた時期（平成17年6月～平成22年3月頃）があり、子どもさんの生年月日によって定期接種の対象となる期間が異なります（下表参照）。

今年度は、日本脳炎ワクチンの供給量が大幅に減少すると見込まれており、4回の接種のうち1回目と2回目の接種が優先されます。ただし、接種対象年齢上限に近い人は、定期接種で受けられる年齢を過ぎないように接種します。

接種が済んでいるか一度、母子健康手帳をご確認の上、接種スケジュールをかかりつけ医にご相談ください。なお、令和3年度に9歳となる、2期（4回目）の対象者への個別通知は、令和4年度に送付する予定です。

対象者の生年月日	定期接種の対象となる期間と接種回数
平成21年10月2日以降	生後6カ月から7歳6カ月までの間に3回接種 9歳から13歳未満の間に1回接種
平成20年4月2日～平成21年10月1日	9歳から13歳未満の間に1回接種 ※7歳6カ月までに接種（計3回）できなかった分も9歳～13歳未満の間に接種できる
平成13年4月2日～平成19年4月1日	20歳未満の間に4回接種のうち不足分を接種できる

○接種費用
定期接種では、ワクチンの費用は無料

○接種場所
県内の委託医療機関
※まずはかかりつけ医にご相談ください。医療機関によって、事前申し込みが必要です。

○持っていくもの
・母子健康手帳
・予防接種手帳または予防接種予診票（医療機関窓口にもあります）

○留意点
・接種前に「予防接種と子どもの健康」を読み、正しい知識を持って接種しましょう。
・保護者同伴が原則となりますので、祖父母等が同伴される場合は、「委任状」が必要ですが、

無料クーポン券による風しん抗体検査・予防接種

◎問い合わせ 健康増進課 母子保健係 ☎51-1234

対象者には、令和2年3月末にクーポン券を送付しています。

かかりつけの医療機関等でクーポン券を利用し、風しん抗体検査等を受けてください。

○対象者
昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生の男性

※予防接種は、風しん抗体検査の結果、風しん抗体価がほとんどない人のみ対象。

○実施期間
令和4年3月31日まで
※医療機関の実施日に限る。

○実施場所
本事業に参加している全国の医療機関等
※まずはかかりつけ医にご相談ください。

○自己負担額
無料

○必要なもの
・クーポン券

・風しん抗体検査受診票
※医療機関にある場合もあります。
・健康保険証など本人確認できるもの
※風しん予防接種を受ける場合は、風しん抗体検査の結果（風しん抗体検査受診票の本人控）をあわせて持参する必要があります。

○クーポン券再発行について
紛失等でクーポン券がお手元がない人は、申請によりクーポン券の再発行が可能です。
健康増進課で申請をしてください。申請時は、健康保険証などの本人確認できるものと、印鑑をお持ちください。



児童手当 現況届の提出を

◎問い合わせ 福祉課
 社会福祉係 ☎37-0110

児童手当・特例給付の受給要件を満たしているか確認し、所得審査を行います。6月上旬に現況届と返信用封筒を送付しますので、提出をお願いいたします。

◎対象者

児童手当・特例給付の受給者

◎提出するもの

・現況届（署名済のもの）
 ・受給者の健康保険証の写し
 または年金加入証明書

◎提出期限 6月30日（水）

※提出がない場合、6月分以降の手当が差し止めとなり、さらに一定期間を経過すると時効により受給資格が喪失となります。必ず手続きを行ってください。

◎提出方法

新型コロナウイルス感染防止対策のため、同封する返信用封筒による提出にご協力ください。福祉課および各支所総合窓口課でも受け付けます。

歯とお口の健診・妊婦歯科健診のお知らせ

◎問い合わせ 健康増進課 健康増進係・母子保健係 ☎51-1234

健診を受け、むし歯や歯周病の早期発見、治療を行いましょ。

歯とお口の健診

今年度40歳および50歳になる人は、歯周病の検診が無料で受けられます。

40歳以上の歯を失う原因の第1位が歯周病です！歯周病の原因である、歯周病菌は糖尿病を悪化させたり、動脈硬化や脳梗塞、心筋梗塞、肺炎などのリスクを高めたりするなど、歯のみならず全身の健康に大きな影響を与える存在です。

妊婦歯科健診

妊娠中は、つわりや女性ホルモンの影響でむし歯や歯周病になりやすく、放置すると早産や低体重児出産のリスクが高まります。また、生まれてくるお子さんにむし歯をうつすことがあります。

◎対象者

母子健康手帳を交付された妊婦

◎受診期間 出産前日まで

◎対象者

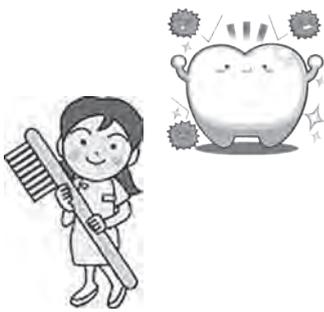
・昭和56年4月1日
 ～昭和57年3月31日生
 ・昭和46年4月1日
 ～昭和47年3月31日生

◎受診期間

令和4年2月28日(月)まで

◎受診時必要なもの

・通知（受診券）※5月発送
 ・健康保険証



実施医療機関（両健診共通）

中山歯科医院 ☎44-4147	大櫛歯科矯正歯科医院 ☎44-5475	福島デンタルクリニック ☎52-2268	泉福歯科医院 ☎52-2839	古賀歯科医院 ☎52-1647
神崎市国民健康保険 脊振診療所 ☎59-2321	佐賀さくら歯科 親子歯科クリニック ☎97-6438	船津歯科医院 ☎52-1391	なかはら歯科医院 ☎53-1849	こばやし歯科医院 ☎55-6030
	中村歯科医院 ☎44-2992	江頭歯科医院 ☎44-5523	永原歯科医院 ☎52-2970	しばた歯科医院 ☎55-9118

**後期高齢者
訪問健康相談のお知らせ**

◎問い合わせ

市民課 後期高齢年金係
 ☎37-0115
 佐賀県後期高齢者医療広域連合
 ☎64-8476

後期高齢者医療保険加入者を対象に、訪問による健康相談を実施します。

ご家庭でより良く生活していただくために、健康に関することや医療機関の利用方法等について、情報提供やアドバイスをさせていただきます。

日頃の身体のお悩みや気になることをお気軽にご相談ください。
 相談は無料で、対象者には、個別に通知します。



放課後児童クラブ 夏休みの利用について

◎申込問い合わせ 社会教育課 社会教育係 ☎37-35093

放課後児童クラブの夏休み中の入会を希望する場合は、早めにお申し込みください。

申込書類等の様式は、教育委員会の各窓口およびホームページに掲載しています。

○入会条件

昼間児童の面倒をみる事ができないことを証明する書類（入会児童と同居する父母および70歳未満の祖父母の就労証明書等）が必要です。

※就労等は、最低勤務時間および日数が、1日4時間以上かつ月15日以上労働することを常態とすることが必要です。

○対象者

小学1年生から6年生まで

○開設時間

7時から18時まで
 ※18時30分まで延長可（別途、負担金が必要）。
 ※8月13日から15日まではお盆休みです。

○申込締切

6月21日（月）

○注意事項

・弁当、水筒等は、持参してください。
 ・別途クラブ費（おやつ代等）が必要です。ただし、おやつは状況により、実施しない場合があります。

・長期休暇のみ利用者は、土曜日利用はできません。

○申請方法

申請書に記入の上、証明書類等とあわせて次の窓口に出してください。

○申請書設置・申込場所

・社会教育課
 ・神崎市中央公民館
 ・千代田公民館
 ・脊振公民館



夏休み期間中の放課後児童クラブ支援員募集

◎申込問い合わせ 社会教育課 社会教育係 ☎37-35093

夏休みの期間、放課後児童クラブ支援員として活動していただける人を募集します。

○勤務場所

・神崎町および千代田町
 ・各小学校敷地内
 ・脊振町
 ・脊振交流センター内

○休日

日曜日、祝日、8月13日、15日

○申込方法

次の書類を社会教育課に出してください。

○任用期間（予定）
 7月21日（水）～
 8月24日（火）

○募集人員 10人程度

○賃金

支援員資格有 時給947円
 支援員資格無 時給897円

○募集締切 6月17日（木）

○選考方法 書類選考・面接
 ※面接日は、はがきで連絡します。

○勤務日数等

月60時間以内 または
 週3日以内（週15時間以内）

○その他

・採用人数などは変更になる場合があります。
 ・賃金は翌月10日払いです。

○勤務形態

夏休み期間中月～土曜日の7時から18時30分まで（1日6時間以内の交替制）

後期高齢者医療保険料のお知らせ

◎問い合わせ 市民課 後期高齢年金係 ☎37-0115

佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎64-8476

○均等割軽減特例の見直し

これまで特例として均等割りの軽減割合が上乗せされて7・75割軽減だった人は、令和3年度から本来の7割軽減となります。

○軽減判定所得基準の変更

1月1日施行の個人所得課税の見直しにより、被保険者の保険料に不利益が生じないように対象者の所得要件の見直しを行いました。

対象者の所得要件（世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額）	均等割の軽減割合
43万円+10万円×（年金・給与所得者数-1）	7割
43万円+28万5千円×被保険者数+10万円×（年金・給与所得者数-1）以下	5割
43万円+52万円×被保険者数+10万円×（年金・給与所得者数-1）以下	2割

危険ブロック塀等の除去費に関する補助について

◎問い合わせ 建設課 都市計画係 ☎37-01003

道路に面した危険なブロック塀の除去に関する補助を行います。補助を受けるには、ブロック塀の状態や補助要件等の事前相談、および市による確認が必要です。

○補助対象

道路に面した高さ1メートル以上のブロック塀等（補強コンクリート造、レンガ造、石造、コンクリートブロック造等）の除去工事費

○補助金額

次の①、②のうち低い額（補助対象事業費の上限額は14万円）

①対象工事費の3分の2

②撤去するブロック塀等の長さ（m）×1万円×3分の2

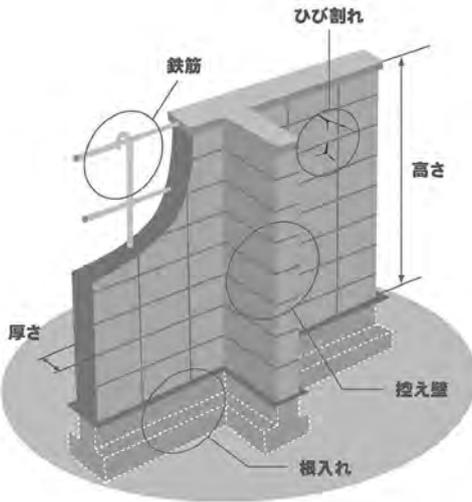
○申請できる人

ブロック塀等の所有者および管理者で市税等の滞納がない人

○受付開始日

6月1日（火）

※補助金交付決定前に契約・工事をされている場合は、補助対象となりません。
※受付件数が想定数に達した場合は受付を終了します。



出典：パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会 2013.1 より一部改

公共マスの維持管理にご協力を

◎問い合わせ 下水道課 管理係 ☎37-01005

公共マスとは？

宅内の排水設備を下水道に接続するために設置されたマスのことです。

一般的に直径約20cmの大きさで、市が維持管理を行います。



○公共マス使用上の注意

・公共マスを埋めたり、マスの上に重いものを置いたりしないでください。↓詰まった場合、詰まりを取り除けなくなります。



・公共マスは車両等の上に乗りたくないでください。↓車両等の加重を想定されていないため、破損の原因になります。

・公共マスの周りに樹木を植えないでください。↓公共

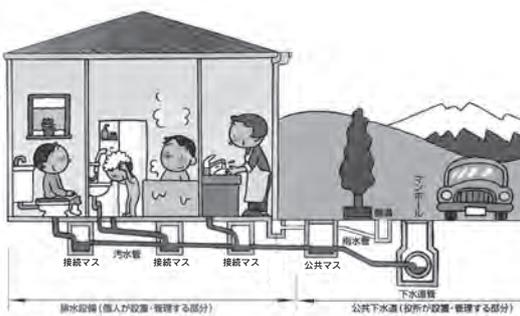
マス内部に根が侵入するなど、破損や詰まりの原因になります。

○公共マスが壊れたら：

公共マスに破損や閉塞があった場合は、下水道課に連絡をお願いします。

市が維持管理しますが、破損や閉塞の原因がお客さまにある場合、修繕料を負担いただきます。

宅内の排水設備は、お客さまの管理となります。修理等の依頼は必ず市の排水設備指定工事店をお願いします。



公共下水道未接続の皆さまは、接続のご検討をお願いします。

プールで介護予防参加者募集

◎申込・問い合わせ

高齢障がい課 地域支援係 ☎37-01111

○対象者

市内在住の65歳以上の人 ※新規の人に限りです。

○開催期間（計12回）

7月5日（月）から9月末まで

○とき

毎週月曜日 10時～12時

○定員 15人（先着順）

○送迎 有

○参加費 1回200円

○申込開始日 6月10日（木）

○申込手順

①高齢障がい課に電話で予約
②高齢障がい課、各支所総合窓口で申請手続き

○実施場所

プリチストンスイミングスクール鍋島（佐賀市開成3丁目7-11）

※新型コロナウイルス感染症拡大により実施体制等を変更する場合があります。



介護保険に関するお知らせ

◎ 申請問い合わせ

高年齢障がい課 地域支援係
佐賀中部広域連合 給付課

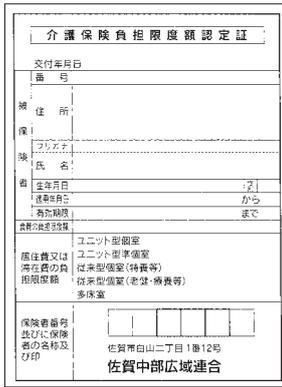
☎ 37-0111
☎ 40-1134

◆ 介護保険負担割合証・介護保険負担限度額認定証の更新時期です

現在お持ちの介護保険負担割合証（白色）は、有効期限が7月末日までになっています。7月中旬に、佐賀中部広域連合から新しい負担割合証（白色）が送付されます。到着後は、氏名、生年月日等の確認をお願いします。

また、現在お持ちの介護保険負担限度額認定証（ピンク色）も、有効期限が7月末日までになっています。介護保険施設の入所者や、ショートステイ利用者で、8月以降も認定証が必要な場合は6月中旬に申請書を出してください。新しい認定証は、7月中旬に送付されます。

※介護サービスを利用して
いる人は、新しい負担割合証・負担限度額認定証をケアマネジャーやサービス事業者に提示してください。

	介護保険負担割合証	介護保険負担限度額認定証
対象者	要支援・要介護認定を受けている人や事業対象者	介護保険施設に入所している人やショートステイを利用する人
証の色	<p style="text-align: center;">白 色</p> 	<p style="text-align: center;">ピン ク 色</p> 
現在の有効期限	7月31日（土）まで	
更新の手続き	手続きは不要。 佐賀中部広域連合から新しい負担割合証を郵送します。	8月以降も認定証が必要な場合は、6月1日（火）～30日（水）までに、佐賀中部広域連合または高年齢障がい課に申請してください。
新しい証の到着	7月中旬	

利用者負担段階と負担限度額

利用者負担段階	対象者	負担限度額	
		食費	施設サービス 短期入所サービス
第1段階	生活保護受給者および世帯全員（別世帯の配偶者含む）が住民税非課税で老齢福祉年金受給者	300円	300円
第2段階	世帯全員（別世帯の配偶者含む）が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入+非課税年金収入が80万円以下	390円	7月まで390円 8月から600円
第3段階	まで7月 世帯全員（別世帯の配偶者含む）が住民税非課税で第2段階以外の人	650円	650円
	第3段階① 8月から 世帯全員（別世帯の配偶者含む）が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入+非課税年金収入が80万円超120万円以下	650円	1,000円
	第3段階② 世帯全員（別世帯の配偶者含む）が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入+非課税年金収入が120万円超	1,360円	1,300円

・預貯金等の金額が下記の額を超える場合、給付対象にはなりません。

8月から預貯金等の額が利用
者負担段階
別になります。

- 第1段階：預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円超える場合
- 第2段階：預貯金等が単身650万円、夫婦1,650万円超える場合
- 第3段階①：預貯金等が単身550万円、夫婦1,550万円超える場合
- 第3段階②：預貯金等が単身500万円、夫婦1,500万円超える場合

◆ 介護保険負担限度額認定申請は8月から第3段階が細分化、食費の負担限度額が一部変更されます

施設サービスとショートステイ利用者の食費、居住費は、所得が低く負担が難しい人は、申請によりその一部が介護保険から「特定入所者介護（介護予防）サービス費」として支給されています。その利用者負担段階は4つに分けられていますが、そのうち第3段階の条件が8月から細分化されます。詳しくは、左表をご覧ください。また、預貯金等の金額が利用者負担段階別になりますので、あわせてご確認ください。ご不明点は、お問い合わせください。

脊振観光プール管理・監視員募集

◎申込・問い合わせ
スポーツ振興課 スポーツ振興係
☎37-3593

- 業務内容 管理、監視
- 勤務場所 脊振観光プール(野外)
- 募集人数 6人程度
- 給料 時給829円
- 任用期間 7月21日(水)～8月24日(火)
- 勤務形態
 - ・9時～17時
 - ・1日3人勤務のローテーション
- 休日 休館日(8月13日～15日)
- 勤務条件 社会保険、雇用保険の適用無、労災保険有
- 応募資格 体力があり、泳げる人
- 応募方法 市販のA4サイズの履歴書(顔写真貼付)と官製はがき(返信先記入)をスポーツ振興課に提出してください。
- 選考方法 書類選考、面接
- 受付期間 6月1日(火)～18日(金) 8時30分～17時15分 ※土日を除く。

カヌー教室実施中

◎申込・問い合わせ
スポーツ振興課 スポーツ振興係
☎37-3593

初心者でも簡単に、楽しくカヌーを体験できるよう、専門の指導者によるカヌー教室を実施しています。気軽に遊びに来てください。

○とき 6月～9月の土日、祝日 9時～16時
※7月21日(水)～8月30日(月)は、火曜日を除き、毎日体験できます。

※天候および新型コロナウイルス感染症等の影響により、休みとなる場合があります。

○ところ 神崎市B&G海洋センター 艇庫
○料金 (1艇1時間あたり) 2000円

※初回や団体での利用の場合、事前にお問い合わせください。



市営住宅 入居予備(登録)者募集

◎問い合わせ 建設課
建築住宅係 ☎37-0103

既存の市営住宅において、空家(空室)が発生した場合に入居をご案内する入居予備者を募集します。
現在、申し込みをされ、未だ入居決定されていない人も、引き続き入居を希望される場合は、再度提出をお願いします。

○申込書の配布 6月1日(火)～建設課 建築住宅係で配布

○受付期間 6月8日(火)～25日(金) ※平日9時～17時まで 建設課 建築住宅係で受付



家屋の取り壊し、住宅用地の利用変更は届出を!

◎問い合わせ 税務課
資産税係 ☎37-0114

固定資産税は、毎年1月1日に土地・家屋・償却資産を所有している人や事業所に課税されます。家屋の取り壊しや住宅用地の利用状況に変更があった場合は、必ず届出をしてください。

・**家屋の取り壊し(一部を含む)** 家屋(居宅・倉庫・物置・事務所など)を取り壊した場合

※建物の滅失登記をされている場合は、届出の必要はありません。

・**住宅用地の利用状況の変更** 家屋を取り壊して空き地や駐車場などへ利用を変更した場合

※利用状況に変更がない場合は、届出の必要はありません。

○提出書類

- ・家屋取壊し届出書
- ・住宅用地の申告書
- ・届出書・申告書は税務課、各支所総合窓口課、市ホームページで取得してください。

宝くじ公式サイトでも宝くじを購入できます!!

特典1 たまる!つかえる!宝くじポイント
宝くじの購入で100円につき1ポイントの宝くじポイントが獲得できる!
宝くじ公式サイトや宝くじ売場で1ポイント1円としてつかえる!

特典2 購入～受取までネットで完結!
24時間いつでも宝くじの購入可能! 抽せん結果も宝くじ公式サイトで確認!
当せん金は、登録した受取口座に自動でお振り込みするので、とっても便利!

特典3 宝くじ会員限定のキャンペーンに参加できる!
他にもお得な特典や便利なサービスいろいろ!
今すぐ「会員登録!!」



本件に関する お問い合わせ先 宝くじコールセンター TEL 0570-01-1192 (ナビダイヤル 有料) TEL 011-330-0777 (有料)
受付時間 10:30～18:30 (土・日・祝日、年末年始を除く) ※電話番号を十分ご確認の上、おかけ間違いのないようお願いいたします。
広告元: (公財) 佐賀県市町村振興協会 佐賀市内 1-5-14 TEL 25-1913